

平成23年4月1日から適用されます

障害年金加算改善法が施行されます

国民年金法等の改正

これまで障害年金を受けた権利が発生した当時に、受給権者によって生計を維持している配偶者や子がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する人に「障害年金」を加算していましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者や子がいる場合にも届出によつて加算することになりました。

②4月1日以降で、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子がいる場合には、法施行時※から加算対象となります。

※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することになります。

3月までの加算対象は…

受給権発生時に、既に生計を維持する配偶者や子がいる場合には、受給権発生時※から加算対象となります。※受給権発生時の生計維持関係を確認していました。

4月からは加算範囲が拡大

①4月1日以前から受給権発

生後・基礎年金の子加算運用の見直しと児童扶養手当との関係

前述の法改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大され、併せて障害基礎年金の子加算運用についても見直されます。

児童扶養手当は、子が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、4月以降は、児童扶養手当額

※婚姻、出生などの事実が発生した日の生計維持関係を確認することになります。

生後に生計を維持する配偶者や子がいる場合には、法施行時※から加算対象となります。

※から加算対象となります。

※婚姻、出生などの事実が発生した日の生計維持関係を確認することになります。

②児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合…両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

詳しい問い合わせ先

お問い合わせください。

お問い合わせください。